

つくばカード「アスジョイα(アルファ)」契約規定

借主は、下記に定める各条項を契約内容とすることに同意するものとします。

第1条 (適用範囲等)

- この規定は、借主が銀行に対して負担する債務の履行について適用するものとします。
- 本契約に基づくカードローン取引は、申込者からの申込みを銀行が所定の審査のうえ、承諾した時に成立するものとします。但し、当該取引における個別の借入契約は、銀行からの金銭の交付の都度、個別に成立するものとします。

第2条 (取引方法)

- この取引は当座貸越のみとし、小切手、手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。
- 借主は、別に定める場合を除き、当行所定のカードローンカード（以下「ローンカード」といいます。）を利用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。
- ローンカード、現金自動払出機および現金自動預入引当機等の取扱いについては、別に定める当行所定のカードローンカード規定によります。
- 借主は、この取引の継続中は、重ねて保証会社の保証にもとづくカードローン取引を行うことはできないものとします。

第3条 (貸越極度額)

- この取引の貸越極度額は、当行および保証会社の審査のうえ決定されるものとし、カードローン契約書に記載の貸越極度額に従います。
- 前項にかかわらず、当行は、貸越極度額を変更できるものとします。この場合、当行は、新しい貸越極度額および変更日を借主に通知または同意を得るものとします。
- 当行が貸越極度額を超えて当座貸越を行った場合、または利息の組み入れによって貸越元利金が貸越限度額を超えた場合であっても、この取引の各条項が適用されるものとします。

第4条 (契約期間等)

- この取引に基づき、当座貸越を受けられる期間は、契約日の一年後の応当日が属する月の3日（銀行が休業の場合は翌営業日）までとします。ただし、期間満了日の前日までに当行から借主に対し期間延長をしない旨の申出がない場合には、期間は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、借主の年齢が期間満了の時点で満71歳に達していた場合は期間を延長しないものとします。
- 第1項の期間延長が行われない場合の取扱いはつぎのとおりとします。
 - 借主は期間満了日の翌日以降、この取引による当座貸越を受けられません。
 - 貸越元利金はこの取引の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日にこの取引は当然に解約されるものとします。
 - 期間満了日に貸越元利金が無い場合は、期間満了日の翌日にこの取引は当然に解約されるものとします。
 - 前2号によりこの取引が解約された場合、借主は、ローンカードを返却するものとします。

第5条 (当座貸越の利用停止)

- 借主につぎの各号のいずれかにあたる事由が生じた場合には、当行は当座貸越の利用を停止することができるものとします。
 - 借主が返済を延滞したとき。
 - 借主がこの取引に定める各条項に違反したとき。
 - 借主の信用状況に関する当行および保証会社の審査により、当座貸越の利用を停止することが相当と認められたとき。
- 借主の信用状況に関する当行および保証会社の審査により相当と認められた場合は、当行は前項の当座貸越の利用の停止を解除することができるものとします。
- 第1項の取扱いにより当座貸越の利用が停止されている間、返済は第8条または当行指定の方法にて行うものとします。

第6条 (利息、損害金等)

- 貸越金の利息は、当行所定の付利単位および利率によってつぎの算式によって計算のうえ、毎月の約定返済日に貸越元金に組入れるものとします。

$$\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{当行所定の利率} \div 365$$
- 貸越金の利息には、この取引のために当行が負担する保証会社の保証料相当額を含むものとします。
- 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、14.6%（年365日の日割計算）とします。
- 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、当行は利率、損害金の料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この変更内容の通知方法は当行の店頭に掲示するなど当行所定の方法によるものとします。

第7条 (約定返済)

- 借主は、毎月の約定返済日（当行の休日の場合は翌営業日、以下同じ。）に表記の約定返済金額確定日における貸越残高に応じてつぎの表で定める金額を支払うものとします。ただし、約定返済金額確定日の貸越残高が約定返済金額に満たない場合にはその金額を約定返済金額とします。

前月約定返済日現在残高	約定返済額
2千円未満	利用残高
2千円以上10万円以下	2千円
10万円超20万円以下	4千円
20万円超30万円以下	6千円
30万円超40万円以下	8千円
40万円超50万円以下	1万円
以降、借入金額が10万円増すごとに2千円を追加 *最大6万円	

第8条 (貸越金の約定返済の自動支払い)

- 借主は前条にもとづく約定返済のため、各約定返済日までに毎回の約定返済金相当額をカードローン契約書において指定した返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 当行は各約定返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から引き落としのうえ、毎回の約定返済にあてるものとします。ただし、返済用預金口座の残高が満たない場合には、当行はその一部の返済にあてる取扱いはしないものとします。
- 第1項による預け入れが各約定返済日より遅れた場合には、当行は約定返済金額と損害額の合計額をもって前項と同様の取扱いをすることができるとします。

第9条 (任意返済)

- 第7条についてつぎの各号のほか、借主は随時に任意の金額を返済することができるものとします。なお、この返済を行った場合においても第7条の約定返済は通常どおり行うものとします。
- 第1項の任意返済は前条の自動支払いによらず、借主が直接当行の店頭に申し込む方法、または当行の現金自動預入引出機を利用して行うものとします。

第10条 (諸費用の自動支払い)

- 当行は、この取引に関して借主が負担すべき手数料、印紙税等相当額を当行所定の日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から引き落としのうえ、費用の支払いにあてることのできるものとします。

第11条 (期限前の全額返済義務)

- 借主についてつぎの各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は当行からの通知、催告等が無くとも、この取引にもとづく貸越元利金について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額について返済するものとします。
 - 借主が第7条に定める返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事項によって当行に借主の所在が不明になったとき。
 - 支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主の当行に対する預金、その他債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - 保証会社から保証の中止または解約の申立があったとき。
- つぎの各場合には、借主は当行からの請求によってこの取引にもとづく貸越元利金について期限の利益を失い、直ちに債務全額について返済するものとします。
 - 借主が当行との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が当行または保証会社との取引約定ならびに規定の一つでも違反したとき。
 - 借主が当行または保証会社に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき。
 - この取引に関して、借主が当行または保証会社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 前各号のほか借主の信用状態に著しい変化が生じるなど貸越元利金の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
- 前2項の場合において、住所変更の届出を怠る、あるいは当行からの請求を受理しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着した

は到着しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

第12条 (契約の解約、中止)

1. 借主に前条第1項または第2項の各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、当行はいつでも当座貸越を中止し、この取引を解約することができるものとします。
2. 借主はいつでもこの取引を解約できるものとします。この場合、借主から当行に対し当行所定の方法により通知するものとします。
3. 契約を解約するときは、借主は貸越元利金全額を返済し、ローンカードを返却するものとします。

第13条 (当行からの相殺)

1. 当行は、この取引による借主の債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないこの取引による借主の債務全額と、借主の当行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により借主に通知するものとします。
2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害額の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第14条 (借主からの相殺)

1. 借主は、この取引による債務と期限の到来している借主の当行に対する預金その他の債権とを、この取引による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 借主は、相殺計算を実行する場合は、当行所定の日までに当行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当行へ提出するものとします。
3. 第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第15条 (債務の返済等にあてる順序)

1. 当行から相殺する場合に、この取引による債務のほかに当行取引上の他の債務があるときは、当行は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この取引による債務の他に当行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当行が指定することができ、借主は当行による指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じる恐れがあるときは、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって当行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第16条 (代り証書の差し入れ)

1. 事変、災害などやむをえない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、当行の請求によって代り証書を差し入れるものとします。

第17条 (印鑑照合)

1. 当行が、この取引にかかる諸届その他書類に使用させた印影をこの取引書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた被害について、当行は責任を負わないものとします。

第18条 (費用の負担)

1. 借主に対する権利の行使または保全に関する費用は、借主が負担するものとします。

第19条 (届出事項の変更・成年後見人等の届出)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先その他当行に届け出た事項に変更があったとき、または借主について家庭裁判所の審判により補助、補佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任された場合は、借主は直ちに当行に書面で届け出るものとします。
2. 借主が、前項の届出を怠ったため、当行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとします。

第20条 (報告および調査)

1. 借主は、当行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主の信用状況について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。
2. 借主は、借主の信用状況について重大な変化を生じたとき、また生じるおそれがあるときは、当行から請求がなくても遅滞なく報告します。

第21条 (取引規定の変更)

1. この取引規定の内容を変更する場合、当行は変更内容および変更日を書面で通知します。この場合、変更日以降は変更後の内容でこの取引を行うこととします。

第22条 (債権譲渡)

1. 借主は、当行が将来この取引から生ずる債権を他の金融機関に譲渡（信託を含みます。以下同じ。）すること、および当行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 前項によりこの取引から生じる債権が譲渡された場合、当行は譲渡した債権に関し、譲受人（信託の受託者を含みます。以下同じ。）の代理人になることができるものとします。この場合、借主は当行に対して、従来どおり、表記の返済方法によって毎回の約定返済金額を支払い、当行はこれを譲受人に交付するものとします。

第23条 (保証委託先の保証による場合の代位弁済)

1. 借主は、この取引による債務を期限内に返済できない場合、または期限の利益を失った場合には、当行が保証会社より代位弁済を受けても異議を述べないものとします。また、借主は以後の返済を保証会社に対して行うものとします。

第24条 (反社会的勢力の排除)

1. 借主は、現在、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト（疑いのある場合を含む。）等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、およびつぎの各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は、自らまたは第三者を利用してつぎの各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為。
 - ⑤その他前各号に準ずる行為。
3. 借主が暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前号各号のいずれかに該当をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は当行から請求があり次第、当行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
4. 前項の適用により、借主に損害が生じた場合にも、当行はなんら責任を負わないものとします。また、当行に損害が生じたときは、借主がその責任を負うものとします。
5. 第3項により、債務の弁済がなされたときに本約定は失効するものとします。

第25条 (本契約の変更)

1. 銀行は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、銀行のホームページにおける公表その他相当な方法で借主に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。
 - ①契約の内容が借主の一般の利益に適合するとき。
 - ②変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第26条 (準拠法・合意管轄)

1. この取引にもとづく取引は日本法に準拠するものとします。
2. この取引にもとづく取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とするものとします。